慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	近世村落形成期における新開と入会 : 武蔵国多摩郡連光寺村の場合
Sub Title	The development of the land belonging to the village (Iriaichi) in early years of the Tokugawa era
Author	安澤, 秀一
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.2 (1955. 2) ,p.132(44)- 169(81)
JaLC DOI	10.14991/001.19550201-0044
Abstract	
Notes	関東農村の史的研究(第四集) = Historical studies on the villages in the KantoDistrict (part IV) 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550201-0044

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

形態が見出されるものと考えられる。 るまいか。そしてこの様な特質が經營の條件として存在すると 料及び土地價格、 であろう。問題はむしろ本稿では解明し得なかつた勞賃、小作 たより廣い範圍の農村地帶の特質として捉えるべき性質のもの郊農村の桟質を考えるとごオレー・ユーニー につい の内に解消されて行つた事である。從つて若し經營の上から近 ない。第二の肥料の點については、下肥の商品化に伴い、この 所在は一應示し得たと思う。 面での近郊農村の特殊性は、金肥に全面的に依存する農村一般 この場合、 を含めた全農作物の商品化の上に求めらるべきである事。 ついての學問的な内容規定も、 出され、又資本蓄積や、農民層分解の上にも一般とは違つた れば、そこには「近郊農村」としての、他とは異つた經營が 農村の特質を考えるとすれば、これらの二點は、それを含め 經營の特質はこの様な作物種類の上にではなく、 綿作等の工業原料生産の場合とは區別されねばなら 今直ちに結論する事は不可能である。 社會的慣行における特質に存在するのではあ 消費物資の生産はかなりの程度に進んでい 即ち、 從つて近郊農村の農業經營全體 第一の作物種類の點につ 時代の しかし問題 それら 但し

新開と入會近世村落形成期における

武蔵國多摩郡連光寺村の場合!

安泽秀

→ 村落構造

ロ 家の構造

四 入會野 四 入會野

ロ 野錢、野札

二 村法

L .

五結

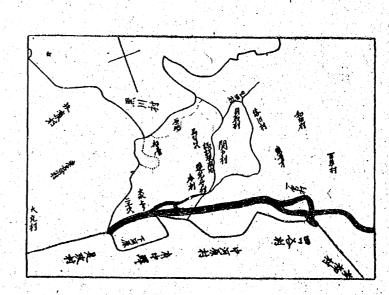
一はしがき

高」に表現される所の耕地と人の結合、即ち生産手段と勞働力」幕藩體制下に於ける封建領主の領有は「村」を單位として「村

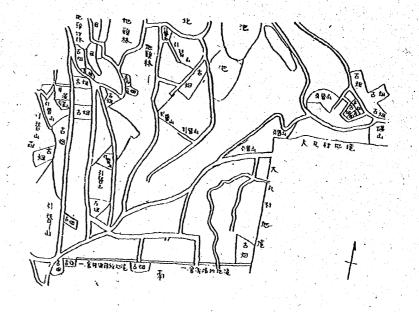
紙を缺くが百姓の持高合計は石見檢地の高に等しい。卽ち一且 はれる二册の名寄帳があるが、前者は「惣地下中高帳」と書か **檢見による不農引を除いた残高に對して五ツ位の兎となる。** 寛 で非常な高率に見えるが、質質的には石見檢地による村高から 民の間には直接に支配關係が結ばれるのではなく、 定められた村高に對して名寄帳登載の農民は村高の分割分所有 を定めた。天領の時代と戸田氏入部に際して作成せられたと思 餘の村高の村として徳川氏から戸田氏に對して朱印狀が與へら 永十九年に戸田氏の領有する所となるが、その際にも一一八石 貢割付は太閤檢地による村高にかけられてゐる。覓は九ッ八分 地が行はれて三四〇石餘となるが、天領であつた元和年間の年 高が定められ、更に慶長十六年には大久保石見守による德川檢美濃國本巢郡神海村の場合、太閤檢地によつて一一八石餘の村 領主の領有する生産力の一要素として、生産力を量的に表現す れてゐる。戸田氏は正保四年に檢地を行ひ、四六〇石餘の內高 に齎らされた生産力の量的表現の總和として村高が定められる の結合に基く生産力の成果を收取する事にある。 **極見取が行はれてゐる時期に於いても事情は變らない。例へば** 「村高」の分割分である「持高」を媒介に封建領主と關係す 定発制が施行されてゐる時にもつともはつきり現れるが、 勿論最初は檢地によつて一筆一筆の耕地と人との結合關係 一旦定められた村高はその村の生産力表現として 固 定す 地下=百姓の持高合計は太閤検地の高に等しく、 封建領主と農 農民は封建 後者は表

> によつて調整されてゐるのである。 者として現はれ、現實の生産力との乖離は檢見並に覓の掛ケ方

迄もない。それは村の構成員にとつては生活の場を同じくする 異なつた意味を持つてゐる。 體であり、 即ち「村」は封建的支配構造の面から見れば、 生産力の收取の場であり、封建支配者の行政の一單位である。 場合の區別であつて、以下の叙述に於いて兩者を一體として扱 政村落」と「生活村落」の區別は村の機能を夫々の面から見た 性格と機能を有するものとして把えられるだらうか。近世の村 此の様な面で把えられる「村」を假に「行政村落」と呼ばう。 の機能を通して作成せられた史料が大部分と云ふ事になる。 役人である名主組頭であるのが普通であり、 する時には代辯者が必要であり、代辯者は概ね「行政村落」 ての「生活村落」が對内的にも對外的にも意思を表現しようと が劃然として區別されて現はれるものではなく、 の面と區別するために、假りに「生活村落」と名づけよう。 ものゝ結合體であり、 して把えられるが、村に生活する者の側から見る時、 ふ場合には單に「村」又は近世村落としておいた。史料に兩者 **し乍ら吾々はそうした史料の中から近世農民の生活の場とし** かくの如く封建領主にとつて「村」は「村高」に表示される 一定の地域の上に一定の人間集團が構成してゐる特定の結合 大部分が農業生産を主たる産業としていた事は云ふ ゐる。「村」が持つ「行政村落」として「行政村落」として把えられるものとは いはゞ「行政村落」 「行政村落」と 人間集團とし 如何なる 0



たのである。 區別した部分は、 下河原の三小村の位置及び周邊の村々が判る。圖中、明治初年に作製せられたもので、連光寺村の本村、日 寬保年間に札野を分割した際の地域を示し 馬引澤、 點線で



の周邊に百姓持林(引得山)や地頭林、更に古畑が散在しての際の連光寺村分である。新田割當の地割は略したが、札野 ゐるのが判る。 寛保年間の新田開發の際に作製せられたもので、 札野分割

をもつ近世村落の形成過程を考察してみよう。 「生活村落」を讀みとらねばならない。 **發及び入會野の事例によつて行政村落・生活村落の二面** 本稿では主として新

が窺へる。 **添新田として連光寺新田六四石八合がある。その反別内譯を第** 拾六町餘と約一對二の割合となってゐる。 の村差出明細帳では高二五七石二斗三合六勺の村高であり、 部に丘陵ををめぐらし、 宿へは一里餘り、 一表に示した。 七年に於いて田畑宅地の計が百六拾町餘、 間にある二里許り離れた日野宿へ出してゐる。 都南多摩郡多摩村連光寺 川の西岸に所在する。 本稿で考察の對象とする武蔵國多摩郡連光寺村 地位及び石盛によって生産力の低い村である事 八王子宿へは四里近くある。 西北部に平地を抱いた如くで、 -州街道からはやゝ離れてゐて、中-は江戸日本橋から西へ九里餘り、 明治三年(二八七〇) 山林藪芝地等が貳百 村の地形は東南 助郷は兩宿の中 府中 東京 多

第1表

地地

上.

中

村

村持新田

合

されたのであり、 なくつながつてゐた。此の地區は連光寺村の中で最も水田に富 む部分である。 川を距てた平坦地を下河原村と云ひ、こゝにも田畑屋敷があ 田畑屋敷があり馬引澤村と云ふ。又本村から北へ二〇町、 心とする田畑屋敷があり、本村から山を隔てゝ十五町許り南に 集落は、村の中央に本村と云つて名主の家、高札場などを中 寛保二年(一七四二)の大洪水で河流が變更した際に切離 以上の三集落の他に本村の東方廿町餘の所に舟 本稿で取扱ふ時代には本村とは河を隔てる事 多摩

> 明治3年 耕地地積內譯 目位

盛

12

8

6

7

5 3

10

2.

種 右

2 9 6

9

54 7 2 26

32 0 2 27

86 7 5 13

町 反 畝 步 1 5 6 11

田 3 5 0 11 13 9 4 18 田 4 0 11

下 計 小 3 4 22 畑畑畑敷 上中下屋 計 31 8 6 19 小 舟 鄉 3 4 5 26

計

林

畑

光寺村下河原共」と併稱される事が多かつた。 枝鄕として扱はれ、、近世後期には分離運動さへ起してゐる)「連 郷村と云ふ特殊部落があり、 二重構造と云ふべき形ちをなしてゐる。しかも史料が「行政村 大きな「生活村落」に包含されており、 **團である小村も「生活村落」であるが、連光寺村と云ふ、より** 概ね本村に含められて連光寺村となり、下河原村は連光寺村の してゐた。 仕事に從事してゐた。此ら四つの集落=小村が連光寺村を構成 としての連光寺村を通して残つてゐるため、 史料の上では、舟郷村は別個に取扱はれ、馬引澤村は 田畑を所持すると共に山番其他の いは
ゞ「生活
村落」
の こうした地縁集

近世村落形成期における新開と入會

七 (二三五)

(附記)本稿の依據した史料は全て連光寺村の名主を代々勤

ては出來得る限り、村落内の村落の動きについても明らかにし「生活村落」として現はれる事は少ないが、以下の叙述に於い てみよう。

つてゐる。 此の中西部の乞田村、 村境を接するのは東部に大丸村、坂濱村、 西部に乞田村、 東寺方村、和田村と共に現在の多摩村を構成する大字とな 關戶村、北部に府中宿、中河原村があつた。 關戶村は隣接する貝取村、一宮村、 南部に都築郡黒川 百草

見る程に古くから知られてゐるが、中世末期天文頃には北條氏 の領する所であった。 **冨弟一ノ宮連光寺等ヲ小山田三郎重成が押領したと云ふ記事を** 運光寺の地名は東鑑治承五年四月廿日ノ條に武<u>藏國多</u>摩郡吉

五百石の加増を賜つた時以來、連光寺村は天野氏の知行所とな官支配であつたが、寬永十年に譜代の旗本天野孫左衞門重房が くである。 明治維新迄變る事がなかつた。因に天野氏の知行所は次の

一高百七拾七石四斗八升七合一高三百貮石三斗壹升四合 高頂百八石六斗 高百拾石 都合五ヶ所 高合計千四拾四石四斗八升七合 同 下總國葛飾郡桐ヶ 上野國邑樂郡海老瀬村 都筑郡萬福寺村 坂濱村

天正十八年八月朔日、徳川家康關東入部より寬永十年迄は代 武藏國多摩郡連光寺村

> 造を持つてゐたかと云ふ點から切り離して考へる事 は 出來 な 寄託に際しては徳川林政史研究所の所三男氏の御盡力による所 形成過程に於ける新田畑開發及び入會野の問題をヨリ具體的に 人の結合體としてのそれー を考へる場合にも、連光寺村―地域的な範域を示す許りでなく、 られる。從つて連光寺村に於ける新田畑開發及び入會野の事例 落生活上の問題を通して生活村落の秩序形成がなされたと考へ する農民は村の構成員として行動するのであり、 かう。新田畑開發の問題にしても、入會野の問題にしても關係 大である。こゝに記して兩氏に感謝の意を表するものである。 全と利用を考慮されて文部省史料館に寄託されたものであり、 めた富澤家の襲巌にかゝはり、 る前に、連光寺村がどの様な村落構造であつたかを一應見て置 本稿のテーマである新田畑開發及入會野の事例について述べ むしろ村落構造との關連の下に考へる事によつて近世村落 = がどの様に成立し、どの様な村落構 富澤家の當主政鑒氏が史料の保 又かうした村

經濟構造

考察し得るだらう。

二人の役人の手で檢地が行はれた。第二表に慶長三年檢地帳に檢地帳である。慶長三年(一五九九)九月十五日に竹川監物他 近世初頭の連光寺村を知る手掛りとなるのはまず慶長三年の 田畑屋敷地の地積、 地位を示した。

連光寺村田畑構成							
積	%	石 盛					
步 10	4.2	石 斗 1 2					
24	10.2	8	1				
8	31.9	6					
12	46.4						
22	8,8	7					
24	15.0	5					
17	26.4	3					
13	3.4	1 0					
16	53.6						
28	100						
4							

三畝一六歩となり、惣地積の約二割强に當る。この新開による

田は七町六反八畝一三歩、下畑は三町五畝三歩、

計一〇町七反

は第二表に含めておいたので、その分をぬき出してみると、

河原分の檢地帳表紙にも、

下田のうち、六町餘、下畑の中、

ある様に、

屋敷地 計 田・畑・屋敷 合 計 48 0 3 28 鄉 1 2 但し石盛は寬永年間の史料による

第三表ことをよってあらう。 力がまず此の地域に集中されたのであらう。 (註2) 人と専介名易であり、農民の耕地擴大の努力がまず此の地域に集中されたのであら、農民の耕地擴大の努力がある。

第三表に慶長三年檢地帳登載の人名別に集計した保有地積別

れた事が窺へる。多摩川沿岸の低地である下河原村では用水の

下河原村では檢地をうけた時期に著しく開發が行は

「新田帳」と異筆ではあるが註記が

一町餘は下河原分であり、

慶長3年

町反畝204

2 2

2 1

6

25 7 1 16

3 24

4

3 2 12

4 9

15 3

22

4 13

自

H

田

田

畑

畑

Ŀ

中

下

田

中

屋

舟

小

構成を示した。

ネルギ 低位にあつた事を示してゐる。とはいへ農民の生産力擴大のエ く、其上不田下畑が壓倒的に多く、 代を通じて公稱の地積は殆んど變りがないのである。 る。前掲第一表の明治三年度に比較すると、 ければ僅に五町歩足らずの増加を見るに過ぎない。 せ見ると、登録地合計は四八町三畝二八歩で、 町三反二畝一二步、 **舟郷村を除外して、** ーが静止してゐるのではない。 **加及び屋敷地が二四町一一反五畝三歩であ** 村としての生産力がかなり 慶長元―三年の新開田灿 畑小 持添新田を加へな 内譯は田が二二 村の三小村を合

&	. ## =	0 to	但是可加强税	111 ME -D
第3表	慶 長	3年	保有地地積为	列併以
	人數	%	地 積	%
3町以上	1	2.3	畝 步 1140 4	23.7
1.5町 以上	4	3.5		20.
1町以上	11	13.1	1327 5	27.9
8反以上	9	10.7	792 3	16.6
5反以上	9	10.7	590 18	12.4
1反以上	25	30.9	625 15	13.2
1反以下	23	28.5	257 15	5.4
(合計)	82	100	4756 —	100

近世村落形成期における新開と入會

ル (二三七)

この層は、 三畝一八步で、 町未滿が一八人、地積の三〇%弱を占めてゐるわけである。 四四%となる。 となり、全體の約二四%を占める。八反――四五反以上の保有者は五人でその保有地合計。 して一町步以上を持つ一六人が耕地の五二%を占め、五反―一 プは二〇人、 地積欄はグループ別にその保有地を合計した數値である。 八町八反三畝で、人數において全體の五九・四%を占める 地積において一八・六%を保有してゐる。これに對 その保有地合計は二一町一反九畝八歩で全體の 全體の三一%となる。 八反未滿以下は五七人、保有地合計 八反―一町五反未滿のグルニ有地合計は十一町四反四歩 このうち五反未滿が四八 一四町七反

計

1591畝28歩

441 5

248 13

17 3

3194 24

1

:2

490

390

%

33.0

10.1

9.1

8.1

5.4

0.3

66.3

すると第四表の通りである。 此の検地帳には分附記載があるので、 これを分附主毎に集計

第4表 分 附 地 地 積 表

畑

402

860畝27歩

305 22

ある。 の前後にあつたことが知れる。而してさきの第三表に示した一分附主の手作地は三町七反弱の一名を除けば、一町―一町五反 町五反以上の保有地=手作地をもつ五人の うち、分附 主は修 手作地には他人の分附地はない。これによつてみると、 あるもの)の地積を示した。隼人の手作地には「將監分集第五表には分附主の手作地(原本に「誰々分主作」「誰々 」とある將監分の田四反一八步が含まれてゐるが、他の者のあるもの)の地積を示した。隼人の手作地には「將監分隼人 隼人の二名であるから、残りの三名は分附地をもたぬ者で そこで此らの三人についてその保有地の内譚を調べると 町——町五反 五人の

されてゐるからといつて必ずしも直ちに獨立の百姓とは云ひ難思はせる。たゞ五反未滿の零細なものゝ場合は、檢地帳に記載 と分附されたものとの關係が、人身的に隷屬するものと云ふよ 向は凡ぞ八反の線を境として現れてゐる。右の諸事實は分附主 の田畑構成比も田畑の何れかに偏つてゐる。そして此の樣な傾 小さいもの程、分附主との關係は單純であり、且各人の保有地 むしろ農業經營上の必要からする借地關係ではな いかと

界(衣)	製 地・ 休得地・	州 行
	屋敷地	保`有 地
理	{13畝13歩 2 10	338畝23
人	4 24	150 19
監	10 2	112 21
郎左衞門	7 6	98 16
	1	

上より四人は分附主である。

明らかにならなければ云々し得ない問題であらう。 の構造に基づく農業經營方式、及び近接村落との出入作關係が た事だけを記憶して こゝではたとへ僅少とはいへ自己の耕作權を認められてゐ おこう。 此の點は近世初頭の農民の「家」

表はそれら十二人の屋敷地所持と耕地保有の大きさを示したも 屋敷地が登録され、二四の名前があるが、 のである。 としてその名前を見出すのは、半數の十二人に才ぎない。 屋敷地の保有について一言すると、 檢地帳に耕地保有者 屋敷水帳に二四筆の 第七

盥 分 291 22 198 10 四郎左衞門分 84 5 164 17 負 分 3 計 1347 13 1847 11 總 積 2232 12 2571 16 第5表 分 附 手 主 作 萷 田 畑 敷 屋 合 144畝27步 73 28 27 10 48 16 49 一 338 76 68 54 49 23 21 2 5 16 369 155 95 122 105 15 4 23 24 2 6 10 7

H

731畝 1步

87 29

135 13

理

蕃

玄

分

分

分

4903 28 100 圳 名 分附地 計 1962 645 536 512 354 28 1 5 2 13 27 14 17 25 6 29 13 12 23 13 490 441 390 248

二三九)

土地を譲渡されている―支配層を形成し、例へば玄蕃は相州城所村からやつてきて、 臣であつた富澤修理(先代) る分附地を所有し、 田畑地積並石高變化表 要するに検地帳の分析のみを以てしては、 4811畝28歩 2579畝16步 214石 083 104石 810 5851畝7歩 3272畝19步 281石 083.03 (但シ出石ヲ除クリ 197石 879畝73歩 141石 915.93 -支配層を形成し、 125石 918.31 257石 233.64 (山 88ヶ所) 3201畝13歩 4117畝26歩

うか。こゝでは解釋を保留して置から、「誰」 屋敷所有者と土地保有との乖離は如何に理解すべきものであら 町五反以上を保有する三人も皆な屋敷をもつてゐない。 屋敷をもつものもあり、また第七表に示した分附地を含めて一 たないものがある一方、 町三反六畝餘を分附に出してゐる有力な分附主にして屋敷をも 二筆ある事による。 而して玄蕃の如く、 一反歩以下の零細な土地保有者にして 九反五畝を手作し、五 かくる

な富澤氏の權力の下に生活してゐたと思はれる。 即ち家康の入部以前、富澤氏はいはゞ小領主的な意味さへもつ 逃散の土民を集めて山野を開拓して土着するに至つたといふ。 ば、永祿三年に此の地にあつた北條氏の陣屋を、 村の名主を世襲した富澤家の祖先である。富澤氏家 譜に よれを合せて一九町六反餘を有する修理なる者がゐた。之が今後此 を潜め、大體一町步前後の保有地を經營する農民が主たる構成 る。慶長三年の連光寺村は生産力は低いが、内部に發展する力 た中世的名主として村で最大の手作地を經營し、彼の支配し得 にする事は出來ないが、そこに近世村落の原型を見る事は出來 者となつて居る。たゞ一人だけ手作地と分附に出してゐる土地 何人かの平人者を誘致し、縁組を結び、 が攻略し、今川氏の没落するや、 はれる。之が近世の連一般の百姓はその様 修理の妹と結婚し、 村落構造を明らか 當時今川氏の

> この様な動きを把へて古い村落生活に終止符を打つ 光寺村の原型であつたと考へたい。 における農民の耕作權を認め、 附關係の錯雜さにも現はれてゐる如く、 に稀薄となり、 その際、富澤修理は自ら検地の案内人となり、その分附地 獨立性を强化 しつゝあつた。 開發者としての權威を保持しつ 然し乍ら一面に於いて、 身分的隷屬關係は次第し乍ら一面に於いて、分 慶長三年の檢地は たのであ

である。 行政村落の役人として、 そして具體的には近世封建體制下に於ける支配の單位である 即ち連光寺村の名主として再生するの

農民への途を歩む事となる。

造變化をなしたか、次の四つ さて右の様な原型を持つ連光寺村は近世前半期にどの様な構 の史料によつて之を把へ て見 ፓ.

- 慶長十六年 (1 × 1 1) 連光寺之鄉惣高辻
- **寶曆四年** (一六五九)) 迤光寺村惣百姓名寄帳
- (一六九三)

まづ右の四時期の田畑地積井に石高を示せば第八表の通りであ 全て舟郷村の分は除いてある。 (一七五四) 連光寺村名寄帳

へ示してゐる。此れは寬保四年の大洪水による下川原村の川敏 が影響したのであらう。 んど變化がなく、 これによつて見ると、 元祿六年をピークとして寶曆四年には減少さ 慶長―寶曆間に連光寺村の表高には殆 それにして もはしがきに述べた美濃國

4	o≢≘	奥毛	物胚	供真	訓牒市	+

第8表

H

109石 253

2232畝12歩

2078畝18歩

139石 167.1

132石 315.33

1915畝13歩

		1	第9	表 慶長		寶曆	持高	5別相	影成表	•		
.慶	長	16 年		萬	治	2	年		元禄6	年	實曆	4年
持高別	分附 主	然らざるもの	計	地積別	分附 主	分附 百姓	百姓	計	持高別	計		山を持 つもの
30石以上	2	. 1	3	10町以上	1	0	0	1	30石以上	1	1	1
20石以上	1	0.	1	15反以上	1	1	3	5	10石以上	0	1	1
1 5石以上	1	.0	1	1町以上	1	5	11	17	5石以上	8	6	5
10石以上	1	0	1	8反以上	0	8	2	5	3石以上	24	16	12
5石以上	0	2	2	5反以上	0	3	2	5	1石以上	42	45	27
3石以上	0	4	4	3反以上	0	2	2	4	5斗以上	3	18	7
2石以上	0	2	2	3反未滿	0	0	0	0	5 斗未滿	6	17	3
2 石未滿	0	0 1	0									
計	5	9	14	計	3	14	20	37	計	83	104	56
最高40石 896				最高10 忠		反 2 i	效18步 門	ž	最高35%		最高33 3639	石)8 新平

第10表 慶長 3.同16年分附主比較

	慶 長	3 年	慶士	長 16 年
人	名	持 地	人名	持高
修	理,	, 1962畝27歩	修理	40石 896
將	監	512 25	將 監	39 630
四郎左	衞門	854 6	四郎左衞門	17 654
华	人	645 14	惣 左 衞 門	27 492
玄	蕃	5 36 17	內藏助	12 805

五三 四

近世村落形成期に

おける新開と入會

慶長3年

慶 長16年

萬治2年

元禄6年

寶曆4年

式の數字の上から云へば生産力は衰退したとさへ云ひ得る。は寶曆三年の地押に基いて作成せられてゐるのであるから、公野氏による地押の二囘のみで、寶曆四年(一七五四)の名寄帳村の檢地は慶長三年(一五九九)と寶曆三年(一七五三)の地頭天神海村に比べると極めて變化に乏しいと云はねばならぬ。此の

修理、將監、四郎左衞門の三名は共通の人名であるが、他の特高には、著しい變化が現はれている。僅か十三年を断作權を認められた分附地に對して、分附主が上級所有權を名情には、著しい變化が現はれている。僅か十三年を距てたの特高には、著しい變化が現はれている。僅か十三年を距てたの特高には、著しい變化が現はれている。僅か十三年を距てたの機地帳と名寄帳とに認められるこのやうな差異は如何に理解する。優作製に當つて主張し、手作地と共に自分名儀で登載し年貢書帳作製に當つて主張し、手作地と共に自分名儀で登載し年貢書帳作製に當つて主張し、手作地と共に自分名儀で登載し年貢書帳作製に置いて、一個の一名は共通の人名であるが、他の一名は異名である。

零細保有者の名寄帳上からの消滅は、人間が居なくなつたので 數の約五割五分を占めてゐるのに較べればはるかに少い。 三割三分となるが、それでも慶長三年に五反未滿の人敷が全人 依然として少く、寶曆四年に至つて一石未滿の渚が全戸數の約 ゐる事に注意したい。零細保有者は萬治二年でも元祿六年でも 載者八三名が後者の一四戸にどの様に整理されたかを跡づける 如何なる記載基準の相違によるものであるか、そして前者の登る。かくの如き慶長三年の檢地帳と十六年の名寄帳との差異が 臓助は、名寄帳には十二石八斗五合の分附主として現はれてい 一町六畝十六步、合計一町二反九畝廿六歩の保有者であつた内帳に居屋敷七畝一〇歩と自己の田一反六畝のほか、修理分田畑六升四合の持高を有する百姓として記載されている。更に検地 のである。 分田畑三反二畝十六歩、合計八反一畝二歩であつたのが、地帳では自已の田六畝廿八歩のほか修理分畑一畝十八歩、 未滿の者が皆無であつて、零細保有者が全く消滅してしまつて 事は出來ない。しかし前者に於ける居屋敷所有者が十二名であ の分附地のみを耕作してゐた彦左衞門は、名寄帳では二石四斗 載されており、この數字は村内で、 一畝廿四步、四郎左衞門分一反一畝一〇步、合計四反六畝一步 六年の名寄帳には田畑合三五石五斗三升八合の高寿として記 又一町歩以上の土地保有者が十六人である事、後者に二石 十四の家に包含されたのであると考へたい。 また検地帳では修理分一反二畝廿七歩、玄蕃分三反 合計八反一畝二歩であつたのが、慶長 修理、將監につぐ大きなも 玄蕃

を没したのである。

を没したのである。

一位のであり、事實上は家族成員として家父長の統制に服して、複合家族若しくは同族團的結合であつて、慶長三年の檢地となり得たのである。而して慶長十六年の名寄帳作製は近世的となり得たのである。而して慶長十六年の名寄帳作製は近世的による零細保有者は獨立の條件なくして耕作權のみを與へられたよのであり、事實上は家族成員として家父長の統制に服してによる零細保有者は獨立の條件なくして耕作權のみを與へられたよのであり、事實上は家族成員として家父長の統制に服してたよのである。

「大年のである。而して慶長十六年の名寄帳作製は近世的を没したのである。而して慶長十六年の名寄帳作製は近世的となり得たのである。而して慶長十六年の名寄帳作製は近世的となり得かが、事實上は家族成員として家父長の統制に限して、一方のである。

分家若しくは非血緣分家として放出されるが、連光寺村の場合 年度の村民の中層とすれば、 質暦四年が一〇六月、 は慶長十六年が十四戸、萬治二年が三七戸、元祿六年が八三戸、 が一石以下の零細農の増加をみてゐるのである。各年度の戸數 元祿六年の戸敷増加は中層の増加によつて居り、 層に移り、之が六六人で全體の七九・五%、實曆四年でも同く 三%を占めていたが、元祿六年ではそれが一石以上五石未滿の 年には五反以上一町五反未滿の層でその人數は二七人全體の七 れてゐる。 には零細農としてゞはなく、一應獨立し得る樣な規模で放出さ 一石以上五石未滿の六一人、 近世村落の形成過程で此らの家族成員は高分けによつて血緣 即ち持高別構成で最大部分を占めるものが、萬治二 明治三年が八三戸で實曆四年の數字が時 慶長十六年に比べて萬治二年及び 五八%となつている。これらを各 寶曆四年のみ

殊な事情即ち寶曆三年の地押の集計としての戸數であり、檢地殊な事情即ち寶曆三年の地押の集計としての戸敷であり、一次を開放員の増加は元祿四年がピークと見るべきであらいで、村落構成員の増加は元祿四年がピークと見るべきであらい。云ひ換へれば元祿六年をピークとして連光寺村の百姓増加ら、一次を開放。一次を開放。一次を開放。一次を開放。一次を開放。一次を開放。一次を開放。一次を開始。一次を開始。

分附主の動向について見ると、慶長十六年と萬治二年では分別主が五人から三人に減り、分附されてはゐるが百姓として名は、四郎左衞門の惣領)の分附で、其の弟である三郎兵衞を含んで、と右衞門の惣領)の分附で、其の弟である三郎兵衞を含んで、大が夫々分家した事が百姓由緒書によつて知られるが、萬治二年の名寄では、四郎左衞門一町四反餘、主計九反八畝餘、茂左衞門一町二反六畝餘(但し此れのみは市郎兵衞の分附となってゐる。四郎左衞門家は馬引澤の百姓であるが、茂左衞門は男子を移した爲と考へられる。萬治二年の新田改帳には本村に入れられてゐる)喜兵衞一町四反六畝餘、勘左衞門一町九畝餘、茂左衞門は分附主でなくなつてゐる。

長的統制からの分家放出によつて構成員を増加させるが、連光以上の樣に慶長十六年を起點とする近世村落は十四戸の家父

について、名主に謝意を表した「手形」があるのみである。年間に僅に一通、宗門帳に記載されて一軒前の百姓となつた事 寺村の場合、所謂百姓株の存在は今の所見出してゐない。寶曆

家の構造

る。 同族團結合によつて統制されてゐるものと然らざるものとがあ單婚家族の發展系列があり、これらには本家分家關係に基づく 見てみよう。 近世村落の構成員としての「家」の構造を家族型態の面から 連光寺村の場合、近世前牛期の家族型態を知る手掛りとな 家族型態には、 同居制複合家族、別居制複合家族、

るのは次の二つの史料のみである。

延寶二年 (一六七四) 但血吞子年寄迄」 川原舟鄉共人別

第十一表には舟鄕村を含めたが、 は年齢の記載がない爲、年齡別構成を作成出來なかつた。又、數別構成と年齡別人口構成を第十二表に示した。延寶二年の分延寶二年の家族員數別構成を第十一表に、延享元年の家族員工(延享元年(一七四四)「宗門人別改帳」 考察でも舟鄕村については關説しない。 第十二表には除いた。以下の

第二表 远数2年 家族員數別鄰成

1	:	牟			÷	一元二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	*		
		為			niți				
	>	π.	俳	>	M	通回			
	蝬	蝬		燮	楔	河海河	*		
			Ю	1-1	Н	,	_		
2				0	0	•	ís		
•	ယ	щ	ы	9	ယ	1-4 1-4 1	-1 w		
				16	4	17 C	44 0		
	Οī	ы		60	12	ယယ	וט מ		
	6	ы		48	00	.₩ H C	ා ග	**	
	14	10		70	10	ယယေး	2 7	粮	
				22	00	H 10 C	π 00		1
				82	9	2 48 02	ပ ဖ	製	
				40	4	H 83	10	別構	
	11	1		11	jl.	j-1 ;	E	根	2 10 1
				12	н	H	12		STATE OF THE PARTY
				28	Ю	10	14		2
				28	ы		. 12%		
	X-68	E_0	3,≣	459人	. 63月	26) 17 20	3 :	*	
	17人		5 7	459 × 220 × 239 × 459 ×		73 62 88 >		>	
	22/		0	239 🔨		20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2	1		
	39人 17人 22人 39人 6.5人		5	459 _人		127 154		数	2
	6.5 \				7.3	7.5		וחו	-

राभ
12
表
延享元年
\succ
П
簭
块

人 数 4 18 24 64 60 96 77 96	月 数 4 9 8 16 12 16 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8	家族 員 数 别	
36 30 11	2 4 3 1	8 9 10 11	構 成	7 4
13	1 97	12	# <u>t</u>	
	266 V 285 V 258	男女	克	
	ਨ > ਹਾ ਹਾ >		17	

但》寺3軒(人数5人)ヲ除ク

>	R	樹	非密公人	
村外男女計	江戶男女計		男女辈	
		дон	16 29 45	1-5
			45 23	6—10
9 4 5	04 H	0 1	20 25 45	
	6 12	613 NA 14	15 28	11—15 16—20 21—25
3, 3,	10 0, 0,	8 25 F		-2021
တတ္သ	-7 U 10		19 8 27	255
4 4 70	7 6 1	S H 2	28 12 16	年 26—30
H w 4.	6 4 2	& ⊢ %	7 12 19	齡 -30 31—35
220	т о н	224	14 28	别36—40
4 0 4	લ્ડ ધ્ય 4	нон	24 9	41
нон			15 12 27	梅-45 46-5
н н о	нон		21 12 7	50 51—5
101			22 & 23	55 56—60
нно		w H W	<u></u> 00 01	61
			22 & 14	65 66-7
			23 11	977—8
			တ ဃ ဃ	न भिष्
46 21 25	£ 23 £	日。日	422	ng!

近世村落形成期における新開と入會

五.七 (二四五)

家族型態の動向を推測して見よう。 踐念であるが、萬治と元祿の略、中間に當る延寶二年によつて 慶長―萬治年間の家族型態を知る史料が缺けてゐるのは太變

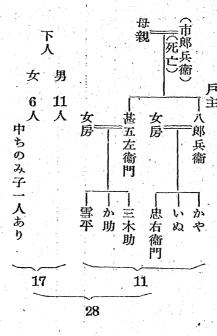
と非常に異なつてゐる。
と非常に異なつてゐる。
と非常に異なつてゐる。、萬治二年の三七戶に對して六三戶と約不知原村では水田を主とする農業經營が行はれてゐるためとして河られてゐる家族員數平均一四~五人に比して一戶平均の數值が高い。小村每に見ると、本村が一番低く六・八人で、富澤本家の二八人と一人家族のものを除くと、平均六・二人となりで一戶平均七・三人となる。江戸時代後期の一般的な數字として河られる。又全體で一人家族のも別を除くと、平均六・二人となりで、近野の本村馬引澤下河原人數合計は四五九人、戶數六三戶は下河原村では水田を主とする農業經營が行はれてゐるためとは下河原村では水田を主とする農業經營が行はれてゐるためとは下河原村では水田を主とする農業經營が行はれてゐるためとは下河原村では水田を主とする農業經營が行はれてゐるためとは下河原村では水田を主とする農業經營が行はれてゐるためとは下河原村では水田を主とする農業經營が行はれてゐるためとは下河原村では水田を主とする農業經營が行はれてゐるためとまなが三戶にすぎない事も、後期の一般農村の家族員數別構成者、自然の「大田」という。

でない構成を示してゐる。又下人を持つ家は本村に五戸、馬引組ある家は下河原に一戸、合計二〇戸で全戸數の約三割が單純内にあるものは本村に六戸、馬引澤に七戸、下河原に六戸、三夫婦と子夫婦、戸主夫婦と弟夫婦と弟夫婦などの如く、二夫婦が一戸の夫婦と子夫婦、戸主夫婦と弟夫婦との内容で親夫婦と戸主夫婦、戸主夫婦、戸主夫婦、呼主は思はれないが、親、女房、子、おい(甥)、うば、おと」家族の呼稱は記載が簡單なので當時の呼稱の全てを含んでゐ家族の呼稱は記載が簡單なので當時の呼稱の全てを含んでゐ

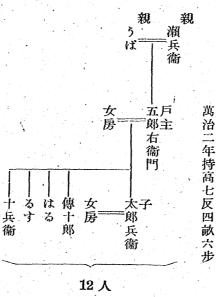
養は殆んど失はれてゐると見て差支へないだらう。 さ事になる。即ら此の時代では農業經營に於ける下人の意の下人を除いて計算すると、下人を持つ家十九戸は平均二人を 三人が四戸、四人が二戸、十七人が一戸で、富澤本家の十七人 の下人を除いて計算すると、下人を持つ家は七戸、二人が六戸、 と、下人を持つ家は七戸、二人が六戸、 で、宮澤本家の十七人で で、宮澤本家の十七人で で、宮澤本家の十七人で で、宮澤本家の十七人で で、宮澤本家の十七人で の下人を がいた戸、 で、宮澤本家の十七人で の下人を はいた。 で、宮澤本家の十七人で の下人で、 の下と、 の下し、 の下し、 の下し、 の下人で、 の下し、 の下し、 の下し、 の下し、 の下し、 の下し、 の下し、 の下し、 の下し、 の下の、 の下し、 の下し、

次に二三の家の家族構成の例を示さう。

[富澤本家の場合] 萬治二年手作地一〇町三反二畝十八些



[下河原五郎右衞門家の場合]



「馬引澤村九右衞門家の場合」血緣家族のみの複合家族である。

萬治・元祿共に持高不明

少ない場合にも複合家族をなしてゐる例である。下段の三人は續柄が不明であるが、血緣者である。家族員數が

女房

近世村落形成期における新開と入會

秩序の基底をなしてゐたと考へられる。 形成するのであつて、 關係が身分的上下關係となり、 本家分家關係に基き、 富澤本家の如き、 とは云へ、 **構造であつたと考へられる。而して複合家族が分解した後も、** 以上の諸例から見ても延寶二年には、 なお複合家族の型態が残つており、 此の様な「家」が近世初期の近世村落の 殊に非血縁分家の場合にはヨリ强く系譜 非血縁を包含する複合家族が「家」 本家に統制せられて、 相當分解が進んでゐ 時代を遡る程、 同族團を 0)

次に延享元年の家族型態を見てみる。同年度には九七戸五二八人で一戸平均五・五人である。戸敷は元禄六年から五〇年間八八で一戸平均五・五人である。戸敷は元禄六年から五〇年間に一四戸一六%の増加率が低下してゐる。家族員敷別構成は、延享元年では一九戸八五人で人口全體の四三%を占めてゐたが、延享元年では一九戸八五人で人口全體の四三%を占めてゐたが、延享元年では九戸八九人、人口全體の四三%を占めてゐたが、延享元年では九戸八九人、人口全體の四三%を占めてゐたが、延享元年では九戸八九人、人口全體の四三%を占めてゐたが、延享元年では九戸八九人、人口全體の四三%を占めてゐたが、延享元年では九戸八九人、人口全體の四三%を占めてゐたが、延享元年では九戸八五人で人口全體の一九%に過ぎなくなり大家族の占める比重が著しく重くなつてゐる。複合家族が相當に分解した延寶二年の一次に延享元年の家族型態を見てみる。同年度には九七戸五二次に延享元年の家族型態を見てみる。同年度には九七戸五二次に延享元年の家族型態を見てみる。同年度には九七戸五二次に延済では、一次の場合である。

江戸へ男女各一人、他村へ男五人女一人、計八人、馬引澤村かものがある。延寶二年で村外へ奉公に出てゐるのは、本村から、延享元年の年齡別構成に示した如く、村外へ奉公に出てゐる

五九 (一四七

ける小家族の比重は更に重きを加へる事になる。 の事情を考慮すると、戸敷の減少、或ひは家族員敷別構成に於 みが残つて家の態をなさないものなどを見る事になつて、 女一人、他村へ男七人女一人が奉公に出てゐる。總人口の三%男一人、合計一五人で、連光寺村全體から云へば江戸へ男六人 人家族にして全員率公に出てゐるもの、或ひは幼弱なるものの するもの五人、戸主の女房にして奉公するもの六人があり、 の八七人で總人口の二四%強となり、その中に戸主にして奉公 强に當る。 ら江戸へ男四人、他村へ男二人、計六人、下河原村から江戸 然るに延享元年になると、村外へ奉公に出てゐるも 之ら 四

半敷が江戸へ奉公に行つてゐるのは注目される。 % 騒が村の勞働人口から出て行つてゐる事になる。 営面の問題 には係りないが、延寶・延享の兩年度を通じて村外奉公人の約 總人口の約五六%となる。上記の年齡で村外へ奉公してゐるも の七三人で、 あるものにして一六歳以上六〇歳以下の男女合計二三七人で、 勞働人口について見ると、村外への奉公人を除いて、 一六歲-六〇歳の者合計三一〇人に對して二三

なる。 は六九人一五%の増加で、さして増加してゐるとはいへず(戶 數增加率は五六%)、更に延寶二年の人口 から 村外奉公人を除 た四四五人と、延享元年の村外奉公人を除いた四四一人を較 總人口では延寶二年の四五九人に比べ、延享元年の五二八人 四人であるが、

> だらう。 解のテンポ、 戸敷の三割が、 合家族の分解によつて生じた戸敷増加であり、延寶二年には全 以上を要するに連光寺村の人口は延寶二年以來 停滯し て 戸敷の増加は必ずしも人口の増加によるものではなく、 戸敷の増加がもはや弱まる段階であつたと云へる 多少複合家族的構成をもつてゐたとはい へ、分 複お

(註1) 「武州多東郡連光寺郷御縄打水帳」慶長三年檢地帳六册の表題は次の通り。

第三 第二册 「表紙缺」 武州多東郡連光寺之鄉御繩打水帳」 (馬引澤分カ)

第四 第六 第五 奉行は大久保長安と考へられる。 檢地役人は竹川監物、 「武州多東郡連光寺鄉舟鄉御繩打水帳」 武州多東郡連光寺之鄉屋敷御繩打水帳」 武州多東郡連光寺之鄉下河原御繩打水帳」 井口茂右衞門、 窪田久左衞門で、

總

(註2) では から「水」の問題がなかつたとは云へないが、 所有の池水の史料が一、二點あるのみである。 られるだけで、 「水」について觸れる事がないだらう。 いはゆる用水關係史料は此の村では幕末期に多少見 近世前期には始んと見られない。 以下の行論 史料がない 僅に個人

氏宮川滿氏、後藤陽一氏等を始めとし幾多の業績が盛に發 表されてゐる。 太閤檢地內至は近世初頭の檢地について安樂城盛昭 た先學諸氏の論稿を理解するための

を試みたのである。 段として、 關東の一農村の事例によつてさゝや か な素描

(註4) の名が記されてゐる。恐らく村寄合の席順を示すの だら 姓由緒書による。 裏表紙に「座敷有合い者」として四一人 下段に十 忠右衞門(富澤本家)を中心に右に一三人、 享保一二年の「村中 人が略く圓形に記されてゐる。 先祖が段で書印置い」とある百 左に一七

新田畑の開發

落構造と關連させ乍ら本節に扱ふ事とする。 世初頭以來、農業生産力に於いてどの樣な發展をなしたかを村 穫量増大と、 農業生産力の發展は農業技術の發達に基く單位面積當りの收 耕地面積の増大の二面に現はれる。連光寺村が近

農業技術の發達については直接その様相を知る材料がないの 耕地擴大の動向を知る史料として、 本節では主に耕地擴大の面を明らかにしてみよう。 次の九つの時點の新田新

炒改帳がある。 ⑤萬治二年 (一六五九) ①慶長三年 (一五九九)

⑦享保二年 (二七一七)

(二六〇七)

二六五三

⑨延享三年 (一七四五)

(一七三七)

第十三表に新田新畑の開發地積を示した。 な事情の下に行はれた新田取立であるので、 節を改めて扱ふ事 延享三年は特殊

	第 13 表 新田畑開發地積表						
		下田	下畑	居(屋敷地)	合 計		
慶長	長 3 年	7町6反8畝13歩	3町0反5畝 3步		10町7反3畝16步		
慶 县	長 12 年	1 0 3 25	7 7 4		1 8 0 29		
寬 _闭 (オ	k 5 年 対ノミ)	1 0 5 10	2 0 2 9	12畝 (6 人)	3 1 9 19		
寬 永 10 年	本 村	9 2 25	2 5 7 29		4 7 2 3		
	下河原	6 20	9 2 13	22畝6步(6人)			
萬治2 年	本村	7 7 4	1 1 0 22		2 3 0 29		
年	下河原	2 6 24	1 5 19	20步 (1 人)			
元祿	本 村	3 2 23	4 1 8	2畝12步(3人)	1 2 2 26		
5 年	下河原	, 8 13	3 1 12	5畝18步(3人)	2		
享(オ	そ 2 年 対フミ)		6 0 —	-	6 0 —		
元2	本 村		2 8 18		4 1 9		

1 5

ークとして**以後**は漸次減少してゐる。 居屋敷の増加は、寬永五年に本村の六戸、寬永十年に下河原の六戸が注目され、元祿六年に至つて本村下河原に三戸づゝがの六戸が注目され、元祿六年に至つて本村下河原に三戸づゝがの六戸が注目され、元祿六年に至つて本村下河原に三戸づゝがの六戸が注目され、元祿六年に不村の六戸、寬永十年に下河原

る。 は、て二人から三人少いのは小村毎の出入作を整理した事によ 、大の末尾に村全體での構成を示した。寛永十年、萬治二年、元 第一四表に示した。小村毎の集計が出來る分は小村毎に示し、 第一四表に示した。小村毎の集計が出來る分は小村毎に示し、 第一四表に示した。小村毎の集計が出來る分は小村毎に示し、

三年の村請新田取立である。 三年の村請新田取立である。 第日、元文期の開發と異なつた意味を持ち、その計畫的な面保五年の開發地積が整然としてゐる樣相を示した。享保以降の日、一次一次表別。 日本、元文期の開發は元祿以前の場合と異なり、何か整然と東なり、一次表に享まる。 日本、元文期の開發は元祿以前の場合と異なり、何か整然と

分附は忠右衞門分と兵庫分である。忠右衞門は修理の忰で、分の他に、兩人の分附地の何れをも開發してゐる。寬永五年ではる。開發者は慶長三年の檢地帳の場合と同じく、自己の保有地來る。慶長十二年には分附記載があり、修理分と玄 蕃 分 で あ本色の特殊な記載について見ると、分附地の有無を指摘出

第114 表置新開田畑保有地穩別構成

全村本村總司下河 井 本村 總引下河 山 4	年態展员9年費95年 對 9 10 年
	跨属时9分量以5分量 电 少 10
全 村 全 村 本村 藤門 下河 計 本村 藤町 下河 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	跨属时9分量以5分量 电 少 10
全 村 全 村 本村 標刊下河 計 本村 に	展成19年 路沙瓦丘 超沙 10
全村本村 馬引下河 計 本村 馬引下河 1 1 1 2 3 1 2 1 1 1 1 0 0 0 0 0 0 0 1 1 0 0 0 0 0	野沙瓦东
全村本村 馬引下河 計 本村 馬引下河 1 1 1 2 3 1 2 1 1 1 1 0 0 0 0 0 0 0 1 1 0 0 0 0 0	野沙瓦东
本 本社 屬引 下河 計 本社 屬引 下河 2 2 3 3 1 2 3 2 2 1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1	A
村本村 陽明下河 計本村 陽明下河 計本村 陽明下河 計本村 陽明下河 計本村 陽明下河 計 本村 陽明下河 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	形 地 10
福司下河 学 本社 馬司 下河 2 3 河河 学 本社 馬司 下河 1 1 2 1 3 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	₹ 10
福司下河 学 本社 馬司 下河 2 3 河河 学 本社 馬司 下河 1 1 2 1 3 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	₹ 10
日本 日	5
中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中	
8 4 5 5 8 4 1 2 1 1 2 2 福馬子 23 5 5 3 4 1 2 1 0 0 1 7 河河河 2 17 7 3 3 3 1 1 0 0 1 0 0 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	#
23 5 6 3 4 1 0 1 0 1 1 1 2<	l .
展験	a d
日 2 8 8 日 1 0 0 日 0 0 日 7 37 1	ž.
	9
	H
	"
15 0 日 梅耳	非
	וכ
1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 m) 用
역동하는 사람들은 경기가 되었다고 하는 모든데 모든데 되었다. 그리지 않아 있다는 점점	4
н <u>в в в в в в в в в в в в в в в в в в в</u>	宛2角
	H H
大郎 	
15 1 1 1 1 1 1 1 1 1	#
	4
	2
	1
平 中 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	1
	A

処世村落形成期における新開と入會

六三(二五一

8

963

計

42	1畝 1	8步
21	2畝	5步
17	3畝 1	6步
16	/1畝 2	3步
16	2	4步
寸 己 文	地積	筆數
第 16 表 享保五年開發地積	4畝 3畝15步 3 9 2 24 2 18 2 1 24 1 21 1 15 1 15 1 16 1 3	1 1 1 1 1 2 1 1 2 2 2 2 1 1

供表

られる。 二反五步を開發し、二畝二四步の居屋敷を持つてゐる。一紙の なつてゐる。此の帳の末尾に「馬引澤宗久」なるものゝ新田畑は玄蕃の忰である。亦居屋敷六筆の中、五筆迄は忠右衞門分と 附記載には忠右衞門分修理とあるものがある。 點から見て、此の年には一軒前の百姓として認められたと考へ 裹に名主・五人組頭と思はれる五人が立合署名の旨記してある は修理分宗久として田一畝二歩を開いてゐるが、寬永五年には 居屋敷を記した一紙が結びつけてあるが、宗久は慶長十二年に ものの中には同一の「家」に属するものがゐるのである。 寛永五年の本帳には宗久は見えない。 即ち分附された 兵庫

はない は將監分、長兵衞分、 將監分、長兵衞分、庄左衞門分がある。居屋敷には分附記載寬永十年では本村に忠右衞門分、兵庫分があり、下河原村に

帳に見える一郎兵衞分附の十一人の中、 と名寄帳に見えるものは全て新田畑政帳に現はれてゐる。 萬治二年には分附記載はない。萬治二年の名寄帳と對比する 四人の開發は馬引澤村 名寄

慶

寬

寬永10年

萬治2年 元禄5年

享

元文2年

下 河

原

16

第 15 表 慶長	——元文新	開田畑地積 一筆	當り及び一丿	(當り平均
	筆 數	平 均	人 數	平 均
長 12 年	. 84	2畝 4步	37 .	4畝 26步
永 5 年	110	2畝 27步	37	8畝 19步
本 村馬 引 澤	145	2畝 12步	31	11畝 9步
下河原	42	2畝 10步	19	5畝 9步
本 村馬 引澤	200	11步	42	1畝 25步
下河原	51	15步	. 17	1畝 17步
本村 馬 引 澤	103	22步	42	1畝 18步
下河原	48	28步	21	2畝 5步
保 5 年	48	1畝 8步	17	3畝 16步
本村	23	1畝 7步	16	/1畝 23步

24步

で行はれて居り、 耕地擴大の努力が小村の内部以外へ向けられ

れてゐるものは下河原村のものであつて本村へ入作し、 地が分附地となつてゐる。人數も僅に三人である。 元祿五年には八郎兵衞(忠右衞門の孫)分があるが、 その入 分附さ

紙が殆んどになされてゐる。 享保二年、元文二年には分附記載はなく、兩年共に川崩の貼

迄の規模の小さい開發は複合的大家族成員のほまち田的性格を複合的大家族の劈働力の多量の投入によつて行はれ、此の時期 なされ、享保、元文期は計畫的な開發がなされてゐる。居屋敷 る發展の足取を示してゐる。同時に開發規模が寬永十年と萬治 つて農業經營が行はれ、延寶期はそうした複合家族の分解の完 なされ、萬治、元祿期は小規模なむしろ零細とも云へる開發が 二年で大きな變化を見せるのは、 六年の近世村落構成員十四戸から、萬治二年の三四戸へ増加す **敷の増加は複合家族の分解=家族成員の獨立を意味し、** みよう。家の構造で述べた如く、近世初頭は複合的大家族によ の増加も寛永年間が注目され、分附記載も寛永年間 で 消 滅 す 事を知る。)期であつた。 寛永十年迄の比較的規模の大きい新田畑開發は 以上述べた所から、新田畑開發には三つの歴史的段階がある 右の様な事情を前節に見た村落構造の變化とあはせ考へて 複合家族分解の際の經濟的基礎となる。寬永年間の居屋 慶長十二一 - 寛永十年は比較的規模の大きな開發が 複合家族の分解による投下勞 慶長十

> が强められた形ちで現はれてくる。次節に周邊村落との接觸に落との接觸から、反つて村落結合の張化を齎らし内部への制限 政策とのからみ合からする新田畑開發が行はれるのである。 保・元文・延享期は確立した生活村落の諸規制の中で、 延寶・元祿期は近世村落が確立し、固定化する時期であり、 **齎らされる諸限界を述べるが、その様な過程を經過して、萬治** 又内部的な限界を打破らうとして外延的な發展に向へば周邊村 業生産に於いて村落全體としての再生産に必要な秣場の確保の 制限を考慮せねばならないだらう。近世村落が形成される過程 働力の矮少化によると共に、 爲、新開を制限する方向に村落規制を形成せしめたであらう. らすと共に、そうした家の結合である近世村落が此の段階の農 「家」の構造のあり方が、生産力發展の一つの限界をもた 新開の對象となる未耕地への新開 領主の

會野

にしたが、本節では生活の根柢たる地理的な範域が排他的に確関がどの様な社會を形成し、生産力を發展せしめたかを明らか活の根柢を置く地理的な範域である。前二節では一定の人間集團の存在であり、一つはその様な人間集團が生生活の場としての「生活村落」には二つの要素がある。一つ 立される過程を追求しよう。

はなく、行政村落としての面から把えられてゐるのである。的基礎を置いたが、此の場合の村は生活村落としての面からで 織豐政權以來封建領主は村を單位とする徵稅組織にその財政 行政村落としての面から把えられてゐるのである。

成の問題の全てを包含してゐるものではない。 生活村落がその村の生産力の再生産(單純並に擴大)に必要な 未耕地の部分については關與してゐない樣である。 でもあった) は行政村落の把握にとつて重要な問題ではあるが、近世村落形 して行つてゐる。それでも尙、耕地についての政策であつて、でもあった)の分解と共に、生活村落の村域決定の方向へ變質 變化即ち中世的名主の複合家族的經營(それは同時に軍事組織 **貢租收取關係の整理を目的として居り、村落内部での構造的** はゆる「村切」 は初期には耕地及び人についての對領主關係 検地と村切

であり、 の生活基盤としての地理的範域を排他的に確立しやうとするの を囘復しやうとすれば野論境論となる。卽ち近世村落が、自己 導かうとすれば、力と力の問題となり、これを法によつて平和 部での規制も働くが、外延的な發展による村と村との接觸は排 がそのまゝ近世に持込まれた場合、生活村落がその生活基盤でなく、自然發生的に村づくりがなされた場合、或ひは中世村落 しての意識が强化される事になる。 向に限界を與へる事になる。此の限界を當事者が自己に有利に 他的に土地用益及び占有を確立しやうとして、生産力發展の方 ある地域に生産力發展の一つの條件である耕地擴大、 力の再生産過程に於いてその農業技術の發展段階から必要缺く からざる肥料源としての林野に外延的に進出した時、村落内 封建領主權の發動によつて計畫的に新村が創設されるのでは 又かうした排他的な行動によつて益々一定の結合體と 此の様な接觸の時期は、 更に生産 そ

> 力關係が加はる。 異なる領主に支配されてゐるか等によつて生ずる封建領主間の 對領主關係即ち關係する村々が同一領主に支配されてゐるか、 **法理の援用による裁判によつて齎らされ、更に關係する村々の** り、平和への囘復は占有及び用益の慣習的事實の立證に基づく 、周邊村落の成立と發展のテンポによつてきめられるもの その衝突の際の力關係は近世村落の内部構造にかゝは

論では小村は爭論の主體としては現はれてゐない。 に連光寺村が本村、馬引澤村、 は寛永八年より延寶二年に亙つて行はれたものを主とする。 中に含んだ二重構造の生活村落である事を述べたが、野論、 連光寺村を當事者とする野論、 下河原村なる小村=生活村落を 境論は史料の殘存する限りで 境 先

ついて営事者の申分を次に掲げる。 次に野論、境論の史料を檢討紹介しよう。先づ夫々の史料に

寛永八年未ノ四月廿六日付の大丸村連光寺村野論

取立てゝもらひたい。 を申出たが、旣に新畑が出來たので檢地して野錢以外に貢租を 野錢を納めて居た。その野へ大丸村から新畑を開いたので異議 の野には公方運上=野錢が課せられ、連光寺村名主を經由し が簡潔であるため文意のとれない所もあるが次の樣に解してお 此の史料は連光寺村から評定所へ提起した訴狀である。文體 一宮村青柳村關戸村の三ヶ村が「連光寺野」へ入相ひ、 此 7

訴訟の目安寫である。 門が地頭となつて以來、從來の入會野について農民の用益權を おびやかす様な事態が起つた爲、 る訴訟で、文書の前半は失はれ、且敏損もあるが、天野孫左衞 寛永十六年卯ノ三月二日付の入會野への地頭立山に對す 入會村の農民から提起された

入ることを禁止した。 野銭を納めない者に對して寛永十一年五月廿日まで入會野

地頭御臺所覇のための立山を設定した。

地頭が野を賣つた。

野銭の増徴が行はれた。 貫三百文納申上候ニ只今京錢拾貫三百文ニ而納申」す様になり 次大夫、中根吉兵衞)には、「坂濱連**光寺**野へ入來り野錢永壹 御入國以來代官支配の際〈神吉彌五介、大久保石見、今泉

付けてもらいたい。 儀不罷成何共迷惑仕」つてゐるので、 「方々に御立山被成ニ被成候へハ四ヶ村ノ御田地仕付申候 野を明ける様に地頭に仰

吕 札下村目安 正保三戌年の札下村々より札本村に對する訴訟である。

行使による妨害を加へた事を訴へた正保三年四月廿日付の目安 でその主意を摘記すれば、 有山村の四ヶ村に對して、入會野に入つて草刈をする事に實力 村たる坂濱村連光寺村が、 文書に鼠害が多く、文意の明らかでない部分もあるが、札本 札下村たる關戸村、 市宮村、青柳村、

近世村落形成期における新開と入會

三月廿日の評定所の書物に明らかである。 に山本之名主は「野をせき申候」 の野に札下村が入會つてゐるのは寬永十九年幷に正保二年 天野孫左衞門の知行所である「小澤野之内坂濱村連光寺 然るに正保二年八月

と申 」を揃い草かり候者人馬共に散べ打擲仕候」 「山本之名主織部、 忠右衞門

正保四年の札本村陳狀

百姓から差出した答書である。 二二及び C三二 (Aの訴狀に對して連光寺村名主忠右衞門、 惣

訴へがあつた。 寛永十六年に札下村の者から地頭薪山其他の立山について

② 札野の内には鹲山の外壹ヶ所も立山をしてゐない。又寬永 一年五月廿日迄野を留めた事もない。

下屋敷を賣野にした事もない。

評定所の入會つてよしとする書物があるからと苅取つてゐる。た。然るに寬永十九年八月三日に「押込苅取申候間斷仕候」所が 地頭薪山は寬水十一年に札下村とも相談して貳ヶ所を立て

する寛永十九年の評定書の書付を調べて貰ひたい。 > 「百姓山すゝき林拾七人分」を苅取つた。苅取行爲の根據と 「百姓林」を苅つたので斷つたが、評定所裁決を言ひたて

(7) 百姓林は先規より持つは申分がないと云ひ乍ら、 寛永十六年の目安では地頭を相手に訴訟し、百姓に對して 百姓林を苅るのは迷惑である。

百姓林は先規より持つてゐるものは今も持つてゐるが、「本

出來ないので今も持つてゐない。 百姓」の内に拾人持たないものがゐる。 併し新林をたてる事が

- (9) 正保三年四月十八日に札下四ヶ村が「すわ山と申百姓林苅五月七日に押込苅取をした者がゐる。 正保二年三月廿日に檢使の見分によつて地頭林をとりき 「人不來所立於入者曲事之由札下へ御證文被下」 た。所が
- 取申候間草おさへ可申由斷仕候」所が實力行使となり怪我人が
- 右の際に札本の百姓が一人連去られて「ぼうしばりに仕今

札野ハ連光寺野斗ニて残六ヶ村之野へハ入込不申候」昔は小澤 野之内」とある)「小澤と申ハ惣名ニ而七村御座候へ共先規ゟ た。寬永十酉年(天野氏知行所となる)に拾三石の高に結んだ。 代官支配の頃は野札貳拾六枚を出し、永壹貴三百文を納めてゐ 野として野札を出してゐたが、今は連光寺野と書く様になつた ⑪(正保三年の目安の第一項に「天野孫左衞門樣御知行所小澤

入會出入ニつき地頭の陳狀

れる。 して正保四年に地頭の差出した陣狀を村方で寫したものと思は 前缺にして又日付を缺き、寫しではあるが書體及び内容から

(文意が通らないが訴訟を受理した事を述べてゐる)

新札廿七枚を出した。 札下村から訴訟があつたので、野札を從來出してゐた外に、

- 人は百文づくである。 札錢は歳入の時分から壹枚ニ付貳百文である。 但し名主七
- 村名主)に穿鑿したがその事質はない。 下屋敷を置いたと云ふ非難に對して「我等名主」へ連光寺
- 新屋敷は四年以前に自分が立置かせた。
- 賣野にしたと云ふ訴へは名主に尋ねられたい。

内濟取替證文

る。 れた内濟取替證文で、證人として八ヶ村のものが連 印し て ゐ組頭、惣百姓と連光寺村名主、名主子、惣百姓、間に取替はさ (承慶元年十二月廿日付) 札下四ヶ村(關戶村、 裏書に、小濱半左衞門、三宅翰次兵衞の印判花押がある。 有山村、 青柳村)の名主、

丼に名主百姓衆新林はない。(1) 地頭薪山二ヶ所、屋敷一ヶ所の都合三ヶ所以外に地頭立山 坂濱村連光寺村同意の札野としたのは間違ひで、坂濱村札

(2)

- 野ではない。 地頭林丼に百姓林を新林として入込苅取つたのは間違ひで
- (4) あつ 判決のために評定所から繪圖木政を仰付けられたが、 札本

が作つた繪圖木敷寸法に間違ひがなく、

且前項の點からして評

定所へ行くのは止めたい。 兩人に賴んで「天野孫左衞門へ被仰内證ニ而御濟被下」れる棣 上記の事情からして近郷の名主衆を賴み、更に三宅、 小濱

敷エ少も人込申間敷候」 此の楾に内嬪したからには『地頭薪山屋敷名主百姓衆山屋

前條入會野出入内濟の際の扱人請狀

請狀で、内容は⑪と略、同じであるが、次の點が異なつてゐる。 が発除して臭れた。 るから賠償金として 百姓林を拾壹年間 之は肉の扱人から裏書人である三宅、小濱の兩人に差出した 「か屋銭」を出す所であるが、 (寛永十九ー承應元)苅取つてゐたのであ 地頭天野氏

延寶元丑年の連光寺村大丸村境出入狀

連光寺村訴狀

ある。 破損甚しく、差出者も記してないが、連光寺村からの訴狀で (十月日付)

- にある畑だとしてゐるが、連光寺村の地を何故に大丸村の實取 から開いた畑を五拾九年以前(慶長十九年)の實取帳(見取帳) 帳に記載される事があらうか。 ついて居るのを云ふのであつて、四ヶ村が入會つてゐる地を越 へてその外に内野がある筈がない。又二拾年以前(承應元年) 入會野を大丸村内野と稱してゐるが、内野と云ふのは村に
- 繒圖に境がはつきりしてゐるから繒圖を見られたい。(2) 八年以前(寬文四年)の大丸村長沼村百村坂濱村山公事の

大丸村訴狀

・寛永元年以來朝倉織部正知行所である大丸村名主、惣百姓よ

近世村落形成期における新開と入會

姓を訴へてゐるのである。 (1)「御入國以前も他の構無御座候大丸村之馬草場」を五月十六 り寛永十年以來天野孫左衞門知行所である蓮光寺村名主、惣百 (延寶元年十一月朔日付)

頭無御座候」場所であつた。 である。寛永五年に大丸村、坂濱村、長沼村が野論をした時、2)御入國以前より大男木と見うます。 候而大丸村持居屋敷同前之馬草場ニ而御座候故自餘之かまひ毛 あつて野論も度々であつたが、雨所には「古來」と加數多御座 であつて、此の兩所の野境には坂濱村長沼村大丸村の入會野が 定の立道をやふり理不盡のいたづら」をした。何共迷惑である。 野境は「立道切」即ち新道を造つて境とする事にし、連光寺村 の申分無御座」と過してきた。 と大丸村の名主が立合つて境目をきめ、以來立道切を守つて「何 日に連光寺村の者が實力によつて用益を妨害した。 「他に構なき大丸村之馬草場」の平和を破り、 御入國以前より大丸村と連光寺村とが入會つてゐた馬草場 舟ヶ豪及び河原ヵ谷といふ二ヶ所は「隣郷他領之無構所」 然るに五月十六日に連光寺村が 鎌を取上げ「御

- 存してゐるのであるから、 前(寬文九年)に死んだが、忰も居り、 であると云ふ申分であつた。しかしその畑は「大丸村之百姓淸伯」連光寺村の妨害の理由をきいた所、新畑があるから入會野 右衞門家人彦右衞門と申者」が承應元年より手作致し、 連光寺村の「無筋申分」圓合點不參候」 右の畑は「大丸村之切畑」に相違な 其上主人清右衞門 四年以
- 大丸村の馬草場の内には「本高古畑多御座候」其上古來の

(二五七)

が、之は「無筋證據」である。 る。然るに連光寺村は新畑がある事を證據として云立てゝゐる四拾ヶ所餘の切畑がある。更に代官森屋喜大夫政の 野 帳 も あ畑をあらして馬草場にしたり、或ひは古畑の切替をしたりして、

(1) 連光寺村陳狀

延寶元年十一月九日付(野出入ニ付答書)

- り、関すす原すードすずずずりしておりずいをといってです。場と稱するのは札本札下一同合點のゆかぬ所である。ない。その上「拾三石之御高ニ御結御座候札野」を大丸村馬草は、大丸村が申立てゝゐる四ヶ村野論に連光寺村は關係してゐ
- を七具取上げたのである。た。之を札下の者が見付けたので(不法侵入の)證據として鎌苅つてゐる野へ大丸村の者が五月十六日に押込んで 草 を 刈 つ2 關戸村原村一宮村有山村の札下四ヶ村が野錢を納めて草を
- (3) 連光寺村が新畑新林を造つてあるのである。 地光寺村が新畑新林を造つて、札下村と野公事をした際、河原の命令でそれらを荒したが、二子澤に畑貳枚、河原ヶ谷に傾使の命令でそれらを荒したが、二子澤に畑貳枚、河原ヶ谷には一次を残して帳面につけ、今も耕作してゐる。河原は一次での一次を残して帳面につけ、今も耕作してゐる。河原の一次の一次では一次であるが、一方澤に畑貳枚、河原ヶ谷に、一次の一次であるが、一方澤に畑貳枚、河原ヶ谷に、一次の一次で表

候故惣百姓仲間を六拾日餘はつされ申」してゐたが、今は一道候處を大丸村之地ニ而御座候と申候而公事ニ仕儀罷在間敷由申供 大丸村の證右衞門と云ふ者は「前てゟ連光寺村之地ニ御座

・してゐる。

(1) 內濟取極手形

延寶二年三月九日付(野境出入三付內濟取極手形)

であつた灿は連光寺村地内に取込まれた。はされた内濟證文である。野境は正確にきめられ、論所の中心連光寺村名主組頭惣百姓と大丸村名主組頭惣百姓との間に取替

り、境論は延寶年間である。 出入の起つた時代は野論は寛永末年から承應にかけてであつは出入の對象を共に連光寺野に置いてゐる點で關連 して みた丸村を係爭者とする馬草場出入=境論であり、他は連光寺村と起った連光寺野への入會に關する野論であり、他は連光寺村と起った連光寺野への入會に関する野論であり、他は連光寺村と以上四件十一通の文書は二つに大別出來る。一は連光寺村=以上四件十一通の文書は二つに大別出來る。一は連光寺村=

光寺村及び入會三ヶ村が果している事實を示して領主權との關ける意思は認められない。ただ公方運上=野錢の負擔納入を連は積極的に大丸村の新開畑を阻止しやうとしたが、出來上つては積極的に大丸村の新開畑を阻止しやうとしたが、出來上つては積極的に大丸村の新開畑と阻止しやうとしたが、出來上つては積極的に大丸村の新開畑出入である。此の時の連光寺村は初めまず境論を吟味しやう。連光寺村と大丸村との間の爭論の初まず境論を吟味しやう。連光寺村と大丸村との間の爭論の初

係におゐて連光寺野の管理權がどこにあるかを示してゐるにす。然い。此の様な消極的に連光寺野の占有權用益權を主張する樣と共に變化し、積極的に連光寺野の占有權用益權を主張する樣と共に變化し、積極的に連光寺野の占有權用益權を主張する樣と大丸村との間に實力行使による衝突が起る。兩者の訴陳を見て第一に氣づくのは兩者共に五月十六日の衝突に至る迄、爭見て第一に氣づくのは兩者共に五月十六日の衝突に至る迄、爭見て第一に氣づくのは兩者共に五月十六日に連光寺村及び札下人は否定が必要である。平和な用益の慣行的事實に基いて占有權限してゐる事である。平和な用益の慣行的事實の中斷若しなける意思は侵入者と目される者に對する排除行爲となつて現とする意思は侵入者と目される者に對する排除行爲となつて現とする意思は侵入者と目される者に對する排除行爲となつて現とする意思は侵入者と目される者に對する排除行爲となつて現とする意思は侵入者と目される者に對する排除行爲となつて現とする意思は侵入者と目される者に對する排除行爲となつて現とする意思は侵入者と目される者に對する排除行爲となつて現とする意思は侵入者と目される者に對する排除行爲となつて現とする意思は使入者と目される者に對する排除行爲となって現るに対して、

的事實を立證するにはヨリ適切である。

で用益する事の方がその用益がヨリ永續的であり、用益の慣行新田畑を開く事の二つであるが、苅敷をかる事よりも耕地としある。即ち野の平和な用益とは具體的には、苅敷を刈取る事と、ある。即ち野の平和な用益とは具體的には、苅敷を刈取る事と、新陳で氣づく第二の點は爭論の對象となつてゐる野に存在す

野錢納入の事實を楯に斷乎として論地の歸屬を主張する。こ然し連光寺村は「一」の時の曖昧な態度を脫して、野の管理權ふ。此の點は「一」を見てもその主張にうなずける所がある。大丸村は論地には古來から大丸村に所屬する畑があつたと云

とに河原ヶ谷の畑に關する兩者の申分は注目に値する。即ち大丸村はその畑は大丸村の百姓の家人が開發したのである。たと丸村はその畑は大丸村の百姓の家人が開發したのである。たと丸村の地籍は大丸村に歸屬すると云ふのである。即ち開發と云ら畑の地籍は大丸村に歸屬すると云ふのである。即ち開發と云が地の地籍は大丸村に歸屬すると云ふのである。即ち開發と云ふ先取得權によつて所有權は連光寺村の者が持ち、單に小作關係による占有が三年間あつたにすぎぬとして耕地の地籍が連光が中には對等な立場にある事を示してゐる。即ち開發と云ふの構成員(血緣たると、非血緣たるを問はず)の獨立が進められてゐる事を物語つてゐる。

れたためでもあらうが、連光寺側を強く結束せしめたのは、寛村に有利になつたのは野に對する平和な用益占有管理が實證さ所に繪圖を呈出して解決し、村境が法的確認をうけた。連光寺所に繪圖を呈出して解決し、村境が法的確認をうけた。連光寺

承應の野論であつたと思はれる。

建領主と云へども近世村落の生産力發展の障害となる場合に慣行の妨害がその原因の一部分をなして居り、たとへ相手が封ねばならない。野論はこの領主の恣意の光景しませ 行政村落としての連光寺村をして江戸屋敷へ運送させる事は領根據が全く異なつてゐるのである。たゞし採取した薪を地頭がち野錢を徴收する事と、地頭薪山から薪を採取する事とは法的は、用益權の侵害者として對等に評定所で爭ふ事が出來た。即 主權に基づいてゐる。 已の用益占有權を設定するためには、その野に對して用益權即 ち入會權を主張する近世村落の同意の下に立山の宣言が行はれ の権利は封建領主權に基づくものであつて、土地に對する直接 の用益占有を主張するものではない。たとへ領主であつても自 となつた時に野高十三石に結んだが、收納は錢で行はれた。此の徴收は家康の關東入部に始まり、寬永十年に天野氏の知行所 となる。最上位にあるのは封建領主の野銭徴收權である。野銭から論地の上にある諮權利がどの樣なものであつたかゞ明らか 次に野論について吟味して見よう。野論に關する一連の史料

能を果してゐるのである。札本村、札下村なる呼稱は野札の發行 務を負つてゐない。此の場合の連光寺村は行政村落としての機 取り代りに野札を發行する事である。連光寺村は野錢納付の義 は入會村である關戶村、 次に連光寺村は野の管理權を持つてゐる。野の管理權の內容 一宮村、 有山村、青柳村から野銭を受

的確保を目的として、生活村落としての立場から野論に立向は 員の生産力擴大若しくは維持のために正規の村落構成員以外の 理者としての立場から、村落の生産力發展の條件たる野の排他 ふ方向へ轉換させる事になる。生活村落の排他性とは村落構成 畑開發卽ち野の耕地としての占有用益の増加並に再生産の條件 村落構成員の增加及び、そうした獨立の經濟的基盤である新田 あり、 としての苅敷の需要增加等々であり、こうした事情は、野の管 構造の變化とは前二節に述べた如く、複合大家族の分解による 離の强化が行はれ、身分秩序の嚴格化による法の適用の分離が 中に、 會村村民の用益を妨害し排除する事になる。寛永年間の史料で 場合には、具體的には野の管理者たる連光寺村=行政村落が入 錢を納めない場合、若しくは領主の恣意により山を留められた を納める事によって領主から用益權を認められるのであり、 盆=占有を主張し得る立場にある事となる。札下四ヶ村は野銭であると云ふ事は札下村四ヶ村の入會權=用益權よりも強い用 四ヶ村は連光寺村地内を通つて連光寺野へ入らねばならない事 領主對入會村の係爭が野元對入會村の係爭へと轉化する。村落 からは行動してゐない。しかし右の様な排他的な行爲を重ねる はいまだ連光寺村=生活村落は野に對する占有者としての立場 であると云ふ事は札下村四ヶ村の入會權=用益權より に依り野元としての連光寺村に與へられてゐるのである。 の關係による。この管理權は連光寺村の地理的條件即ら札下村 他方野の管理者たる連光寺村の村落構造の變化があり 一方には幕藩體制の整備による領主身分と農民身分の分 野元

入らない事であり、地頭林井に百姓林でない部分では野錢を納 その慣行として認められたのは入會村は地頭林幷に百姓林に立 め、野札をもつ者が入込んで苅敷を刈る事が許された ので あ と入會四ヶ ものに對して自己保存の意思を表明し、行爲する事である。 かくして承應元年の内濟證文では係爭當事者として連光寺村 村の間に入會慣行の法的確認がなされるのである。

錢野札及び百姓林について少しく立入つて述べよう。 此の様に入會慣行の法的確認に際して重要な役割をもつた野

野錢野札

野札は新札二七枚を加へて合計五三枚が出された、萬治二年か 貫三百文であり、 ついて述べよう。前にも述べた如く野錢は代官支配の頃は永壹 ら寬保二年迄每年「札名書之覺」が作られ、每年野札を交附し 行所となつた時、野高十三石を結び、京錢拾貰三百文を納め、 たものゝ名前を記した。覺には次の様な請書がついてゐる。 「一札敷之義五二枚四ヶ村へ名響之通札請取申所實正也札持不 入會村からの入會權=用益權の具體的表示である野錢野札に 申いて野へ入申いハ、馬くわ御取可被成い殊ニ借シ札仕間 敷い爲後日如此い以上 野札は二六枚出てゐた。連光寺野が天野氏知

(連印略)

札敷は寛永十年から更に新札十九枚を増して七六枚となつて 右之外籠舍之者之札五札御願申上い三付て被下い

> ある。 第一七表に萬治二年の札敷を村別に示した。

第	17 表	村別里	予札數	
	本札	籠者札	新札	計
關戶村 關戶村 關戶村 關戶村	12 15	1	.9	37
有 山 村	4	0	1	Б
一村所 宮領分 一村領 宮私分	11 7	4	9	31
青村 柳	3	0	0	3
計	52	5	19	
合計		76		

札下村から手形を出してゐる事による。 めたとするのは萬治二年には「覺」に附屬してゐるのとは別に 活村落構成員を限定せしめたのである。萬治二年から作られ と云へる。 此の敷は寬保二年迄殆んど變らない。札下村の札敷の増加 村の生活村落構成員の増加を意味し、嵩治二年で固定した 先の野論の結果が「覺」を作成せしめ、札下村の生

入置申てかたの事

野錢之儀者只今瓜百文御取可被成以由被仰以得共七月切二 発シ 皆さ 被下い過分至極ニ泰存い來七月者急度相納可申い事 御取被下い様ニと様々御訴訟申上いニ付而七月切三御 村之内三而以來志二り世御座い下も其札錢之儀者其村

札名主札共御取上可被成い名書之外江入間敷い若入申いへ入申いハ、馬かま御取可被成い殊ニ借シ札致申いハ、借シくい之代銀札落シ申者ニ急度為出可申い札持不申いて野へ札落シ申いハ、札之こつぐい御かい可被成と被仰い間こつ 札落シ申いハト札之こつぐ中間ニ而急度納可申上事 、何様ニも我等共二御か」り可被成以事

之條々 相背申問敷い為後日手形進上申い仍如件

萬治瓜年

高室四郎兵衞殿御代官所 セキ戸村 清右衞門⑪

亥ノ四月廿四日

山角藤兵衞殿御知行所 七右衛門面

市郎兵衛殿

同所 加右衛門⑪

いる 同人御知行所

高室四郎左衞門殿御代官所 有山村 九左衞門邸

山勘解由殿御知行所

市郎兵衛面

同所 八右衞門⑩

幸嶋總兵衞殿御知行所

同所 庄右衛門面

野村彦大夫殿御代官所

青柳村 太郎右衞門⑪」

> 於いて行使し得るのである。而して右の史料は札本村と札下村 採取は個別的用益ではあるが、 との關係から生じた入會慣行の成文化されたものと云へよう。 入會權を仲間として保留出來る事を示してゐる。 生活村落の構成員と云ふ資格に 即ち苅敷

者からの野札預り手形が殘つてゐる。寬文年間から寬保年間迄事を禁止したのであつて、そうでない場合の野札名儀人以外の に五拾通ある。 禁止の文言があるが、之は札のみを札本村名主に斷りなく貸す 百文について三文の口錢がとられてゐる。前掲史料には借シ札 てゐる。札一枚について二百文、但し名主は百文である。 月七日前後に納められ、元祿十年から以後は二月中に納められ 錢取覺」として殘つてゐる。萬治四年から元祿九年迄は大體七 野錢の請取は「札名書之覺」の末尾か、もしくは別帳で「野 更に

燒失疵付の爲再交附を願づたのが四通である。預り札の場合の内容別にすれば預り札が三九通、讓渡文言のあるのが七通、 理由を幾つかあげてみる。

①寬文七 我等田地共ニ預リ申所實正也 五左衞門身代罷成不申いて當年奉公ニ罷出い其爲

③延寶三 ②寬文一一 半左衞門田地札共ニ當年も拙者預り申所實正也 關戶村與左衞門田地野札共ニ預り申所實正也

⑥ 元祿一四 畑共ニ 共二預置申…… 理右衞門田地野札共ニ預り申所實正也 拙者方へ請取地役仕いニ付……田畑其野札

第二項に札主が死亡した時は仲間卽ち生活村落が野錢を支拂つ

⑥正德三

久左衞門名付之野札之義右久左衞門地役拙者仕二 付……野札壹枚當一々年之御定ニ而體ニ預リ申…

負擔=地役の暫定的移動が野札名儀人から借り札をする事になは田地の附屬物であるといふ事である。田地の耕作權及び年貢 るのである。 正德以降は文言が略一定してくる。右の理由の示す所は野札と

行はれるのである。或る場合には野札のみを譲る事がある。 保七年の例を擧げてみる。 **讔請とは完全に田地の所有權が移動した場合に名儀の書替が** 享

差上申野札預リ手形之事

申札斗譲請申段出入ヶ間敷申者御座いハヽ加判者共何方迄茂 有之い間田地差添申同前ニ御座い若札持惣仲間者田地差添不餘買取所持仕申い吉左衞門田地差添不申い得共右買取申田地 罷出急度申分ケ相立少茂御苦勞缺ケ申間敷由申ニ付拙者名所 關戶村吉左衞門田地附來リい野札壹枚拙者方江今度讓請申度 ニ而野札御書替御預ケ被下い……以下略…… と札名主賴入願上ケ申樣者近年關戶村御高之內田畑ニ而五石

寺方村札預リ主八郎左衞門⑪

(札名主 連印略 (帯方村組頭・名主・關戶村組頭)

の名儀書替へが行はれるので、地役を負つてゐる田地に附屬し此の例を見ても「札持惣仲間」の承認があつて始めて野札のみ

近世村落形成期における新開と入會

員でなければならないのである。 てゐる野札を持ち得るものは本來的には生活村落の正規の構成

もつ十七人と、もたない十人の合計二七人が本百姓=生活村落まゝでゐると云ふのがその申分である。この時期には百姓林を 拾七人分」を刈取つたのは不法であるとし、 論史料二三個の句的句句項に於いてがある。 あつたかを考へよう。百姓林なる文言が野論に現れるのは、 があり、 存在が確認され、入會村の者の立入りが禁止されたが、地頭薪 料は見當らないが、「慶安五年辰ノ三月ゑす致時草刈場とかりに用益し占有する百姓林が何時からあつたかをはつきり示す史 年名寄帳の十四人に寛永年間の新屋敷地所持者十人、 の構成員である。慶長三年の屋敷地所持者十二人又は慶長十六 日に實力による排除行爲を連光寺村が行つた。所で連光寺村の 不申い場見分仕い如此以上」とある長帳があつて、第一八表に は野元の構成員が個別的に占有してゐる部分とそうでない部分 の三七人への發展の經路となる。右の申分から連光寺野の中に の新屋敷所持者五人を合せたものに近い數字であり、萬治二年 内容を表示してみた。表中「新立出シ」とあるのには、 「本百姓」の内、拾人は林を持たず新林をたてる事も出來ない .の設定は先に説明したので、百姓林がどの様な性格のもので 承應三年の内濟證文で連光寺野の中に、地頭薪山と百姓林の 札下村のものは後者の部分へ入會ふ事になる。 正保三年四月十八 「百姓山すゝき林 慶安五年 個別的 一一年年 野

七五

					•			
			第	18 表	百	姓	林	
٨			名	古本山本 山	居山	新立出	新屋敷居 山	萬治二年 名寄
	右	衞	門	3	0	2		分附分合 21町 1步
	右右	衞衞	門	2	1	2		一郎兵衞分 1町9畝28步
		仁左 小兵	衛門 - 衛	1	1	1		
	左	衞	門	1	1	1		一郎兵衞分 7反8畝 1步
	J	兵	衞	1	1	2		
			計	1	0			9反8畝10步
	右	衞	門	1	1			1町2反9畝
	اِ	Ę	衞	2	0			一郎兵衞分 1町 15步
	با	Ę.	衞	1	1			
	右,	衞	門衞	1				1町3反3畝8步 又右衞門分 7反4畝6步
	Ť	Ę	衞		1			一郎共衞分 1町1反1畝19
	左	衞	門		1			一郎兵衞分 1町3反3畝2步
	右	衞	門		1			一郎兵衞分 7反8畝13步
	左	衞	門		1	1		1町8反6畝6步
	右	衞	門			1	1	
1	右	衞	門	<u> </u>	,		1	
	ł	į.	衞				1	
	左	衞	門				1	

1

7反 14步

一郎兵衞分 1町2反6畝24步

1

1

1

名前が合はないものもゐるが、かれらは寬永年間の新田畑改帳不申」とある。表で萬治二年の名寄帳と比較してみたが、數名(寬永十九年)ヨリ草刈場」と註されて居り、㈱と㈱には「苅

人

忠 右

惣新

內藏助、 勘解由、

勘左

理

主

加 右

惣

彌

叉瀬 右

久

勘 右

久 左

長 左

五右

庄

源

茂

六 郞

作左衞

左: 衞

> 兵 衞

門

1

2

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

一ヶ所、百姓古本山一ヶ所、下河原之本山一ヶ所、高西寺新立が合はないのであらう。表の外に、地頭林二ヶ所、地頭下屋敷には名前を見せてゐる者許りであるから、恐らく代變りの爲名

居山一ヶ所、新立出(午ョリ苅場)二ヶ所がある。 場)一ヶ所、があり、更に舟郷村に四人の名前で、本山三ヶ所、 一ヶ所(かり不申)、飲損のため人名不明の新立出(午ョリ苅

た土地を保有し、更にほまち田的な新田畑開發をして自立の經かしその家族構成員の中には、封建領主から耕作權を認められ的と云ふよりも中世名主の經營に近いと云はねばならない。し個別的に占有用益してゐた事になる。この様な農業經營は近世 持ち、 初若しくは慶長年間からそうであつたと考へて差支へないだら 個別占有となつてゐた事は明らかであり、 再び確認し得るのである。慶長元和の大阪陣と云ふ政治史的事 た意味で、慶長十六年の名寄が、生活村落への起點である事を 濟的基礎を貯へ乍らいまだ村落構成員として自立してゐないも **永十九年にはあつた事から、古本山、本山、居山がそれ以前に** の名寄の敷と一致する。 場合に「家」として占有してゐた苅敷山は本家の占有する所と 單婚家族を中心とする農業經營へ轉換を始めるのである。その 組織でもあると同時に軍事組織でもあつた「家」を解體して、 件を經過して武士化への機會を逸した中世名主は、農業經營の のを中に含んで、分解の契機をはらんでゐたのであり、そうし 右の表に古本山、本山とあるのが十四ヶ所あり、慶長十六年 とすれば、慶長十六年の名寄に見えるものは、 複合家族の家父長として農業經營を營む際、 分出したものは野=無主地に對する自由な用益を行はう 新立出シ及び新屋敷居山が少くとも寛 恐らく村づくりの當 ガ敷山をも 田畑屋敷を

> 論となつたのである。 村の生産力發展を阻害すると意識された時、野論となり、更に年間は此の様な段階であり、それ故に札下村の入會權が連光寺が村落構成員の生産力上昇のための槓杆となるのである。寛永 産力上昇の過程で形成され、又形成されつゝある生活村落結合促進せしめる要素があるのであり、生活村落はその構成員の生 の收入となし得るほまち田經營のための苅敷山をその共同用益地保有者は複合家族の一員としてその經營に屬しつゝも、自己 のために小村毎に設定したと考へたい。こゝにも地縁的結合を は恒常的な用益をなし得ないのであつて、それ故に原野と區別 樣であるが、苅敷山は人間の生産的エネルギーの投下なくして 地緣的結合を强化する事によつて補はうとする。その場合に本 者の増加による制限と對抗する事になる。 野論を經て强化された地緣共同體としての村域決定の意思が境 し得るのであるから、慶長三年の檢地帳に現はれた様な零細土 家族の農業經營の弱さを、同族團的結合を通してゞはあるが、 したい。此の様な小村持の山は一見、百姓林の存在と矛盾する 下河原村兩小村に夫々地緣共同體所有の山がある事に注意 が、それは村落内部での新開の増加、 こうした場合に單 札下村からの入會

共同體としての自己顯現であるとすると、 つて共同體規制が自己顯現をするのは村落内部での生産の發展 野論境論が生活村落形成過程に於いて外部との間に行はれた 生活村落の内部に向

言に働いてゐた力が、今度は村落構成員に對して生産力維持の て勞働力の投下の仕方と農業技術とのギャップから生ずるもの 連印して名主に差出した林野立入方についての議定書である。 に 關する 成文規定が 初めて 現われる。 元禄三年二月に 惣百姓が 爲に秩序を要請し出すのである。第二節で連光寺村での戸數增 に照應して、富澤文書中、村落秩序維持の一環として林野用益 加の限界點を元祿六年の名寄帳に見出して置いたが、 とがある)にぶつかつた時であり、生産力發展の槓杆として無 の限界(限界には上述の開發の制限及び家族構成の變化によつ 入置申手形之支 此の時點

而吟味仕可申い若相背申者御座い者爲過錢て壹貫文其盗ニ一制作作り目之物何ニ而モ人之物盗取申問敷い惣仲ヶ間ニガ取はき取申問敷い大切ニ相守可申い並ニ鄉中林之分江入苅取はき取申問敷い大切ニ相守可申い並ニ鄉中林之分江入河地頭綠御林江入竹木竹子者不及申ニ核葉下草下くず切取一御地頭綠御林江入竹木竹子者不及申ニ核葉下草下くず切取 皮為出可申以此通リ少茂異儀申間敷い惣仲々間ニ而吟味可 い若過錢出シ中節錢無之者ハ壹貫文ニ相當ル 急度爲出可申い若遁見申者も爲其過代壹貫文急度爲出可申 物家内二而急

前々之通馬草場之內新開烟新林或者田畑廻リニ植木仕間數 御申付い共少茂申分ヶ無御座い事 い殊ニ立出シ仕間敷い若隱置い而後日ニ知レ申い者何樣ニ

前々ゟ御地頭様ゟ被仰付い通り人宿牛馬宿仕間敷い若相背

惣百姓連判手形仍而如件 者此手形を以急度御申付可被成い少茂御恨申間敷い爲後日 右之通り少茂相違仕間敷い若向後右之通り 前へ六ケ錦之儀知らせ不申い而我々埒明々可申い支 不申い様ニ賣買可仕い萬一賣買ニ付六ヶ敷出來仕い共御手 共村所を相改勿論慥ニ證人を立以後に村江六ヶ敷なく掛り 申者御座いへ、 仲々間ゟ御手前迄可申出い並ニ馬賣買仕い 相背申者御座い

連光寺村

元祿三歳午ノ三月

八郎兵衛殿

兵 衞

諏訪坂 Ъî. 兵 衞 **(1)**

(以下三二人連印略)

馬引澤 (以下七人連印略)

左衞 門 **(1)**

(以下八人連印略)

郎 兵 衞 **(1)**

下川原

(以下三七人連印略) (合計 七八人)

事、③作物其の此の取極めで、 ⑥馬草野に新開畑、新林の立出し、 ③作物其の他の盗みをしない事、④盗には過錢を課する事 ①地頭林に入らない事、 田畑廻りに植木等の禁止、 ②郷中林で盗刈しない

⑥馬賣買についての自戒を惣仲間=惣百姓七八人が自らに規制 ず」の苅敷であつた。 山をさすのであらう。 してゐる。 ?であらう。而してその用益の對象は「枝葉下草下く鄕中林とは慶安五年に登錄された百姓林及び小村持

部からの侵入者に對する警戒に當つてゐる。 手形を出してゐる。それは村内部の取締りもあるが、特には外 右の史料と同年に舟鄕村の者が名主宛に野見廻りについて請

指上ゲ申手形之事

申いハ、鎌ヲ取り可申い野堺之義毎日舟郷之者共廻リ立ニ見 破損 |||村與之野堺芝野江大丸村長沼村之者共入草盗||||||

舟郷之者共ニ過代可被仰付い事御林毎日廻り立ニ見可申い若見分不申い而かり跡御座いへ

い其時少茂御恨申間敷い爲後日手形指上が申い仍而如件 者入込草盗かり申い與訴人御座いハ、何樣之過代成共可被仰付 かり跡御座いへ、何様ニ茂可被仰付い殊ニ野堺大丸村長沼村之 右之通廻リ立ニ右之場所每日見可申い若シ廻リ見不申い而林ニ

元祿三年

奼 衞

午五月十日

八郎兵衛樣

(以下七人連印略)

以來右の二通と同趣旨のものが每年作成せられて村法としての

近世村落形成期における新開と入會

敷採取者の資格が明文化され、「他村之諸親類又は村方ゟ他村 文言が見え、又他村の者の詫證文にも「村法」によつて過錢を「拔木田山ニ而枝盗取いニ付詫一札」に「村之山之仕置」なる 證文がある。村法としての實際の運用は、例へば元祿十六年に 所有權用益權を保護してゐる。山の賣買は延寶年間に永代賣の 而も盗取申間敷い」とあつて、 者御座い而買取い者園置い槇一本ニ而も盗取申間敷い、枝葉ニヘ率公ニ出い者」の芝刈を禁じてゐる。更に「村方ニ而山賣申 す直前に村寄合が行はれたと見る事が出來る。享保、元文頃の 二月となつており、恐らく林野へ入つて田植前の苅敷採取をな 役割を果したのである。これらの惣百姓連判手形の日付は全て 差出す文言がある事によつて知られる。 へば野境にある田畑山持が切添掘出しをなす事を禁じたり、 ものには、種々の文言が加はり、規制の成文化が進行する。 山の賣買がなされた時、買主の 苅

態が一變するが、新に秣場として置かれた地域について依然と して惣百姓の仲間規制が續いてゐる。 右の如き林野に關する村法は寬保三年の札野分割によつて事

新田は第三節にふれた如く、封建領主の意思に基づくものであ 成員に割當てられて行はれる。 の貢租増徴政策の一翼であり、新田開發は村請によつて村落構 のではない。即ち行政村落を通して生活村落に與へられた領主 り、村の内部から生産力向上を目的として自發的に行はれたも 寬保三年に札野を分割して村請新田取立が行はれるが、この その割當の仕法に「生活村落」

七九 (一大七)

都合で別な機會に報告する事としたい。村請新田取立に對應させて考察せんとした故であるが、紙數のた本稿と密接な關係にあり、延享三年の家族型態を見たのも、た本稿と密接な關係にあり、延享三年の家族型態を見たのも、が近世初頭以來の構造變化とどの様なかゝはりを持つてゐるかのヒエラルキーが反映しており、近世村落內部に於ける階層性

(生2) この後に英蜀は幾勺では死こりせここのころり、しにおける「村」の成立」社會經濟史學二〇の二參照。(註1) 「村切」については遠藤進之助氏の「近世初期檢地

野、百姓林とは夫々地理的にも區別されてゐる。ほゞ狀況を知り得る。大丸村連光寺村入會野と、後述の札(註3) 評定所褒書のある野境繪圀がある。破損してゐるが

五結

めを次に示してみよう。〉の結論を示しておいたので、最後に簡單に全體を通してのまと落形成過程の一側面を考察し來つた本稿は、各節にほぼその節武州連光寺村の新田畑開發と入會野の史料によつて、近世村

下に牢人や逃散の百姓が集つて行われた。その各ては彼らの家りは小領主的な色彩さえもつた中世名主を中心に、彼の保護の第一には、連光寺村は中世末に開發された村であり、村づく

ひでは、田畑山の所有型態から見て、家毎に夫自身で完結す を頂點とするヒェラリキッシュなものであり、いまだ地縁共同 を頂點とするヒェラリキッシュなものであり、いまだ地縁共同 を頂點とするヒェラリキッシュなものであり、いまだ地縁共同 を頂點とするヒェラリキッシュなものであり、いまだ地縁共同 を頂點と、田畑山の所有型態から見て、家毎に夫自身で完結す を可能と、田畑山の所有型態から見て、家毎に夫自身で完結す

第二には、幕藩體制の成立に照應する時期に前記の如き複合第二には、幕藩體制の成立に照應する時期に前記の如き複合家族の分解、云い換えれば近世的な百姓の獨立が見られ始め家族の分解、云い換えれば近世的な百姓の獨立が見られ始め家族の分解、云い換えれば近世的な百姓の獨立が見られ始め家族の分解、云い換えれば近世的な百姓の獨立が見られ始め家族の分解、云い換えれば近世的な百姓の獨立が見られ始め家族の分解、云い換えれば近世的な百姓の獨立が見られ始め

されてくる。即ちここに地縁共同體としての村落結合が形成利用、及び耕地擴大の自由な狀態の制限等の共同體規制を生ぜ家族的經營の經濟完結體の分解は、村落構成員間に於ける山の家族的經營の經濟完結體の分解は、村落構成員間に於ける山の家族的經營の經濟完結體の分解は、村落構成員間に於ける山の家族的經營の經濟完結體の分解は、村落構成員間に於ける山の

るものに對して對立抵爭をまき起して行く。それは生活村落がとなるが、外部に向つては、村落共同體の全體的な發展を妨げつて、まず内部に對してはその結合が生産力發展のための槓杆のには、生活村落は近世的な村落共同體の内容をもつに從

を主張する事であつた。一定の地域に對して共同體としての權利(用益ならびに占有)村落共同體としての自己をあらわにする事であり、具體的には

ではなり **割によつて獲得し、名寄帳を作製する事によつて村落共同體の** 地支配(用盆・占有・所有の總體)を基礎として新百姓が再分 割分であり、 ち萬治二年の「惣百姓名寄帳」の作製がそれである。村高の分 年貢負擔=石高所持を明確にしようとする動きが現われる。 的には野論が行われて村落共同體の自己主張があらわになった にかけて村の生産力發展が一つのピークに達した時期に、對外 近世的な村落共同體の形成に基づく内部的整備が行われたと見出揃つたという史料の殘存型態から見て、舊來の生活村落から の年貢割付狀、皆濟目錄のみの殘存に對して、年貢關係史料が の年貢納進帳などが一齊に完備される様になり、 萬治二年といふ年は、名寄帳の作製、或いは野札帳の作製許り 造の安定を齎らすものである。尚本稿では言及しなかつたが、 化に基づく百姓數の增加は生産力の向上に基づいて行われる限正規の構成員たらんとしたと云える。こうした生活村落の近世 あとをうけて、 第五には、右の楾な事情が現われた時期、即ち寬永から承應 、行政村落の構成員の堅實な增加であり、封建領主の基礎構 此の年以來、 本百姓としての資格を規定する持高を、現實の土 村落構成員の間に、夫々の自立の表徴としての 村から百姓への割付帳、 百姓から村へ 寬永元年以來 卽

第六には、更なる發展が延寶年間の境論を經過し乍ら、元祿の年を以て最頂點に達した時、連光寺村のもつ生活諸條件の限別が、今度は抑制の機能を果すという面をはつきり表面に押出間が、今度は抑制の機能を果すという面をはつきり表面に押出間が、今度は抑制の機能を果すという面をはつきり表面に押出したという點で注目されてよい。

以上の諸魁を一應の結論としてあげてみたが、要するに、慶民三年檢地による封建領主の行政村落の租金、此の際に複合なつたであろう。元祿三年の村法成文化乃至延享三年の新田割部に於ける近世村落の形成は、生活村落の面から見れば血緣共同體ー「家」を基礎とする中世名主=百姓の結合はそのまま村落内を放ける階層的身分制として、生活村落の面から見れば血緣共同一次。を基礎とする中世名主=百姓の結合はそのまま村落内である。近の際に複合なつたであろう。元祿三年の村法成文化乃至延享三年の新田割部に於ける階層的身分制として、生活村落の面から見れば血緣共長三年檢地による封建領主の行政村落的把握に始まつた連光寺と示すものと云えよう。